

平成28年(ワ)第289号、第902号

平成29年(ワ)第447号、第1281号

原告ら

被告 四国電力株式会社

準備書面21

(原発に求められる安全性2)

平成31年 1月30日

広島地方裁判所 民事第2部 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士	能 勢 顯 男	
同 弁護士	胡 田 敢	
同 弁護士	前 川 哲 明	
同 弁護士	竹 森 雅 泰	
同 弁護士	松 岡 幸 輝	
同 弁護士	橋 本 貴 司	
同 弁護士	村 上 朋 矢	
同 弁護士	河 合 弘 之	

(但し、1281号事件のみ)

外

目次

第 1	はじめに	3
第 2	原発事故による被害と原発の必要性	4
1	原発事故による被害の重大性	4
(1)	チェルノブイリ事故	4
ア	汚染状況等	4
イ	健康被害	7
(2)	福島第 1 原発事故	8
ア	汚染状況等	8
イ	健康被害	13
ウ	福島第一原発事故の規模	13
2	原発の必要性	14
第 3	伊方最高裁判決の解釈外	15
1	最判平成 4 年の解釈	15
2	田中俊一の記者会見（甲 H 1）について	17
第 4	新規制基準と人的側面	18
1	はじめに	18
2	規制基準	18
3	原子力規制委員会の構成（甲 H 2 6 ～ 2 9）	19
(1)	委員長及び委員	19
(2)	原子力規制委員会委員長及び委員の経歴等と適確性	20
ア	経歴等	20
イ	適確性	20
ウ	原子力規制委員会事務局	21
第 5	あるべき安全審査	22

本書面において、原告らは安全論につき被告提出の準備書面（12）に対し、再反論を行う。

第1 はじめに

原告らは、準備書面20において、必要性の乏しい原子力発電所に対する安全性審査は極めて厳格であるべきことを主張した。最判平成4年も同様であり、「右災害（放射能災害）が万が一にも起こらないようにするために」、専門家による合理的な審査基準の設定と基準への合理的な当て嵌めを要求する手法が、これを担保するのだ（言い換えれば、担保しなければならない）と判示していることを述べた。

これに対する被告の反論は、最判に直接触れることなく、高裁の判文を引用しこれを解説するに止まっている。即ち、高裁は「…安全性の判断は…相当と認められる程度の実験、実証に基づいてなされるべき…価値判断を含むもの…」、「…事柄によっては判断の方法・根拠等につき選択の余地があり、…選択したことが不合理でない…」と言っているとして、これを援用する。安全神話が支配し原発事故など起こるはずがないと信じられていた時代の判決を、福島を経験した現在、そのまま引用する被告の感覚にも首を傾げるが、問題は正にそこにあるのである。

問題は「安全性の判断は価値判断を含む」、「相当と認められる程度の実験、実証」、「判断の方法・根拠等につき選択したことが不合理でない」という判旨にある。安全性の判断にどのような価値判断が含まれているというのか、相当な実験・実証とはどの程度のものをいうのか、判断の方法・根拠の選択が不合理でなければいいのか、ということである。最近よく使われる「社会通念」という言葉とともに、自然科学を軽視する傲慢・不遜な高裁の態度が、福島第一原発事故に繋がっていったことは疑いを入れない（安易に利用される「社会通念」に対する一般の受け止め方として甲H23）。

結局のところ、被告の反論は、最判が明記した「万が一にも」が何を意味しているのかについては何も述べるどころは無かった。

また、原告らは、原子力発電所に必要性がほとんど認められないことも、具体的に主張・立証した（甲H3～7）。即ち、①エネルギーの供給安定性、②原子力発電の経済性、そして③環境問題、そのいずれにおいても、原発に優越性は認められないことを明らかにした（我国の国策として取り組まれた原子力発電（技術）の海外進出は、安全性の要求から建設費が高騰し、採算性の面で次々と失敗に終わっていることは、最早、公知の事実である。甲H8・9・24の1～3）。以上に加えて、④低線量被曝の危険性、⑤放射性廃棄物処理の困難性など重大な負の問題が存在することも指摘した（甲H16～20）。

しかるに、被告は準備書面（12）において、上記①ないし⑤については反論していない。被告にとって、誤魔化しようのない論点であり、ここを争点とすることは得策ではないと判断したようである。しかし、危険極まりない原発を何故存続させる必要があるのかという問いは、真正面から回答されなければならない原発問題の核心である。被告は堂々と反論すべきである。

そこで以下には、この訴訟の原点である原発の危険性を、再度、確認したうえで、最判平成4年の趣旨に従った審査等について、原告らの主張するところを明らかにする。

第2 原発事故による被害と原発の必要性

1 原発事故による被害の重大性

原発において一旦過酷事故が起きれば、その被害は極めて深刻である。このことについては、原告ら提出準備書面3・4で詳しく述べた。ここでは、これら書面を要約する形で、改めて原発の危険性、被害の重大性を述べる。

(1) チェルノブイリ事故

ア 汚染状況等

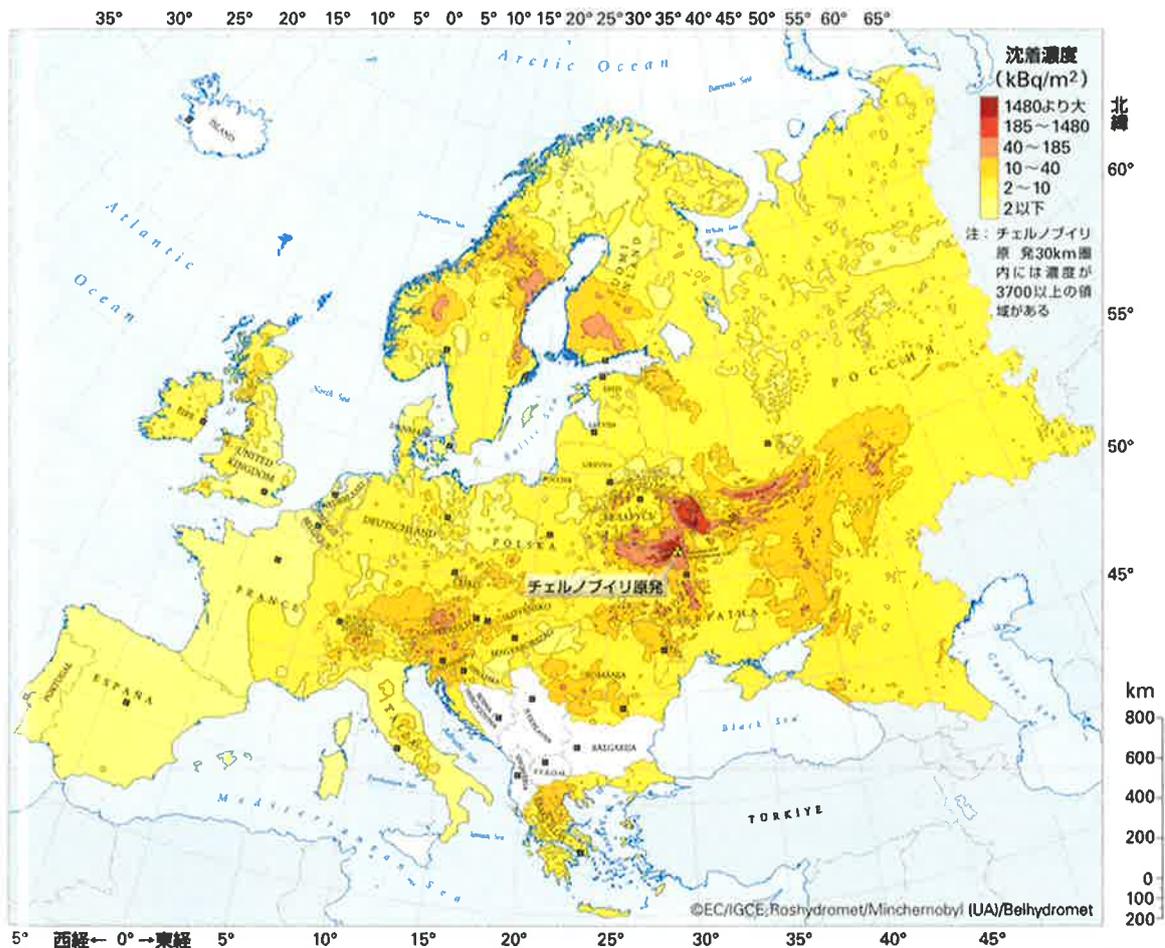
a 1986年4月26日、チェルノブイリ原子力発電所4号炉で爆発事

故が発生した。当時、4号炉には190トンの核燃料が装荷され、放出された放射性物質は5200 p B qと推定されている（甲A1・2。広島・長崎に投下された原爆による放射能汚染の数百倍に相当。なお、放射能の計量単位及び単位接頭語については別紙参照）。

この結果、ヨーロッパは広く汚染され、その状況は図1（甲A3）のとおりである。

セシウム137によるヨーロッパの汚染

注：火事がつづいた10日間のうちに風向きは大きく変化したので、同心円状には拡散しなかった。



出典：M. De Cort, G. Dubois, Sh. D. Fridman, M.G. Garmenchuk, Yu. A. Izrael, A. Janssens, A. R. Jones, G. N. Kelly, E. V. Kvasnikova, I. I. Matveenko, I. M. Nazarov, Yu. M. Pokumeiko, V.A. Sitak, E. D. Stukin, L. Ya. Tabachny, Yu. S. Tsaturov and S.I. Avdyushin, 'Atlas of Caesium Deposition on Europe after the Chernobyl Accident', EUR report nr. 16733, EC, Office for Official Publications of the European Communities, Luxembourg (1998)

図1

上記から明らかなように汚染は広範であり、1000 km以上離れた地域にも、4万～18.5万 B q / m²という高濃度汚染地域（ホットス

ポット) が存在する (汚染土壌から放射線が放出される)。

次に、チェルノブイリ周辺の汚染状況は図2 (甲A4) のとおりである。

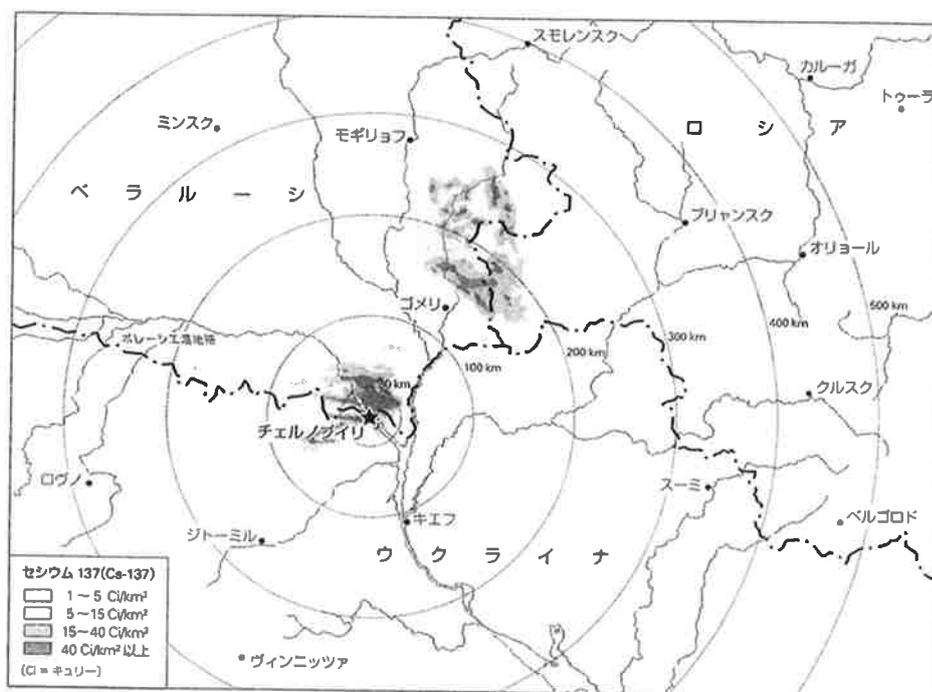


図2

チェルノブイリから150～200 kmの地域には40 Ci/m² (148万Bq/m²) を越える地域がある。

b 汚染面積及び住民数は、ロシア・ベラルーシ・ウクライナ3ヶ国合計で、

汚染度合：3.7万Bq/m²以上

汚染面積131,070km²

住民数5,489,000人

汚染度合148万Bq/m²以上

汚染面積3,100km²

住民数33,000人

であった（甲A5）。

因みに我国の国土面積は377,972km²、福島県の面積は13,783km²である。

- c 上記3国は、国により若干の違いはあるが、概ね被曝線量の多寡により避難区域を設定している（甲A5）。ロシアを例にとると、以下のとおりである。

無人ゾーン 住民が避難した地域

移住ゾーン 年間被曝線量が5mSvを越える恐れのある地域
(セシウム137による汚染が55.5万Bq/m²以上)

移住権のある居住ゾーン

年間被曝線量が1mSvを越える恐れのある地域
(セシウム137による汚染が18.5万～55.5万Bq/m²以上)

社会経済的な特典のある居住ゾーン

年間被曝線量が1mSvを越えないと考えられる地域
(セシウム137による汚染が3.7万～18.5万Bq/m²以上)

イ 健康被害

ベラルーシ政府の報告（甲A13）は、放射線を原因とする甲状腺がんの過剰な発生を認めている。成人の甲状腺がん罹患率は6倍、子供（1986年当時0～14歳）の発症のピーク（1995～6年）を1986年と比較すると実に39倍になっている。ウクライナ政府の報告書（甲A14p154～179）も同様の結果を認めている。

核戦争防止国際医師会議ドイツ支部は、①被曝の影響は癌のみならず心臓血管疾患、胃の疾患等にも認められること、②事故により死亡した乳幼児は凡そ5000人と推定されること、③事故後、ベラルーシだけで12,

000人以上が甲状腺がん罹患したこと、④スウェーデン・フィンランド・ノルウェーの2006年の乳幼児死亡率が1976年に比較して15.8%増加したこと、⑤原子放射線に関する国連科学委員会によると、チェルノブイリ地域で12,000人から83,000人の先天性奇形を持つ子が生まれ、全世界で約3万人から207,000人の遺伝学的障害を持つ子が生まれていること、⑥ドイツのバイエルン地方だけでも事故後、1000人から3000人の先天性奇形が超過発生していること等を報告している（甲A15）。

健康被害は長期にわたり深刻である。

(2) 福島第1原発事故

ア 汚染状況等

a 平成23年3月11日に起こった東北大震災に起因して福島第一原発事故は発生した。当時の核燃料装荷量は1～3号機合計で257トン（甲A6。前述のとおりチェルノブイリ4号機は190トン）、放出された放射性物質は調査機関により違いがあり、東京電力は900 p B q、原子力安全・保安院は最少で370 p B qと推定している（甲A2）。二つの数字の間には大きな違いがあるが、そのいずれであっても福島の大惨事を引き起こした。

この結果、東日本の汚染状況（平成23年7月の状況）は図3・4（甲A3・7）とおりにある。

セシウム137による東日本の汚染

原子力規制委員会提供
(背景地図：電子国土)

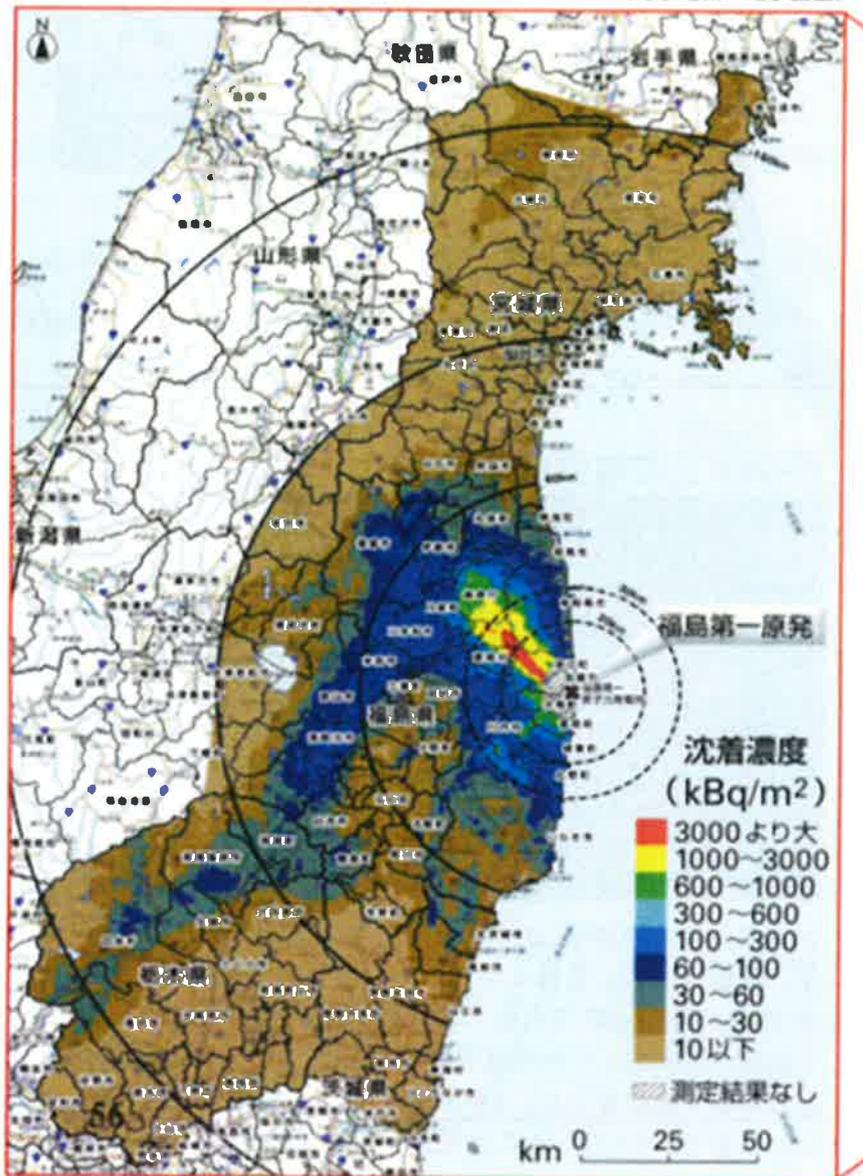


図3

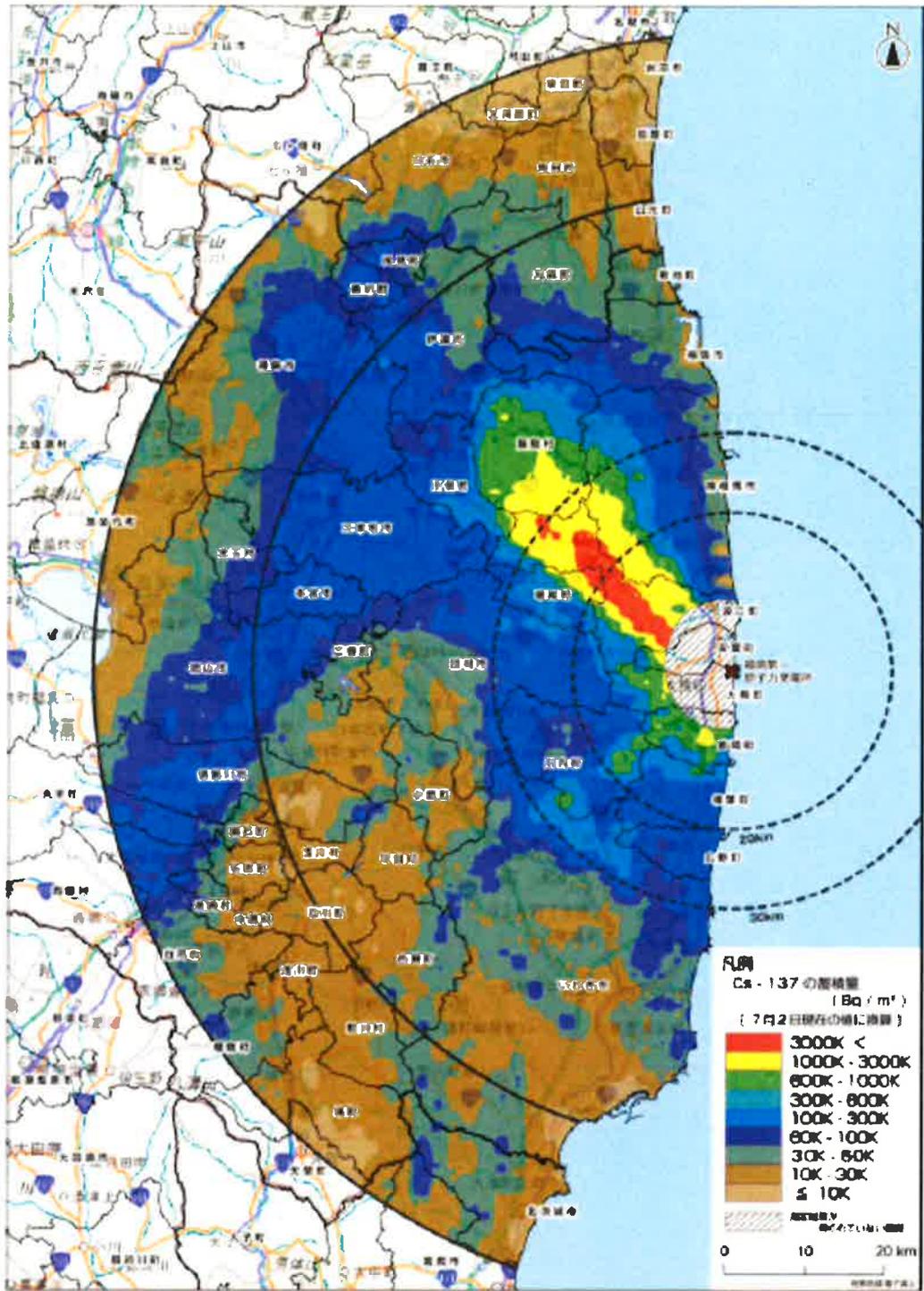


図4

福島第一原発から100～160 kmの地域に6万～10万Bq/m²の汚染区域（ホットスポット）が、30 km地点までは100万～30

0万Bq/m²の高濃度汚染地域が存在する。この高濃度汚染地域は前述の旧ソ連3ヶ国の基準では「移住義務区域」あるいは「無人ゾーン」に該当する。

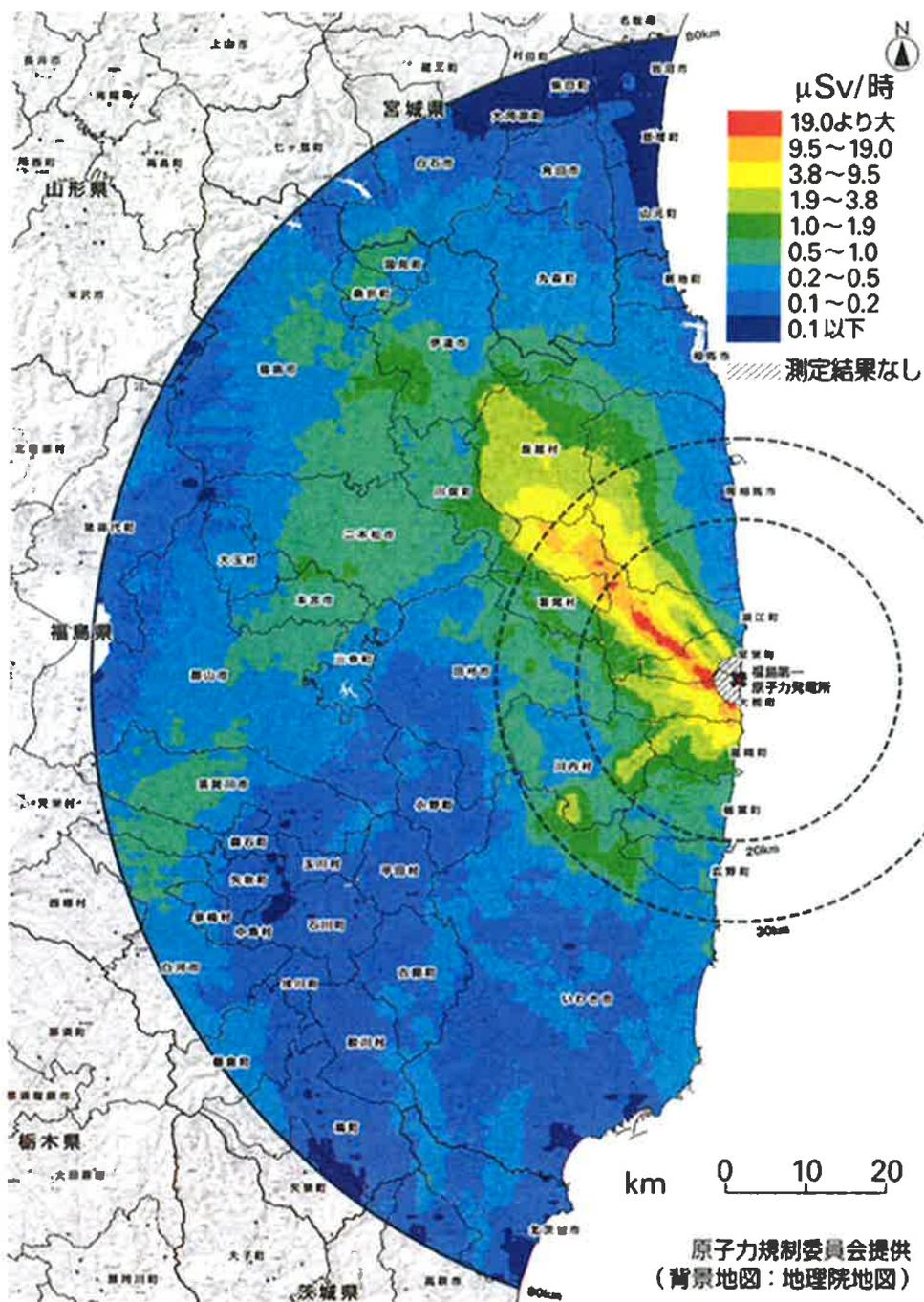


図 5

図5（甲A3）は、事故から2年半後の空間線量率（空間線量率とは、大気中における単位時間内に放出される放射線量）の分布である。年間1 mSvの被曝線量を1時間当たりの被曝線量率にすると0.114 μSv（1 mSv ÷ 365 ÷ 24）である。図5は80キロメートル圏内しか記載されていないが、年間1 mSvの被曝線量が一部を除き100 km圏内に及び、さらにそれ以上の広範囲に及んでいることが窺われる。

環境省によれば福島県の総面積13,782 km²のうち空間線量年間5 mSv以上の可能性を有する土地面積1,778 km²、空間線量年間20 mSv以上の土地面積は515 km²である。

因みに、旧ソ連3ヶ国では年間被曝線量1 mSvを法的救済の基準としている。

b 避難区域の指定

平成23年8月時点で、避難区域は、

I 警戒区域（福島第一原発から半径20キロメートル圏内）

78,000人

II 計画的避難区域（20 km以遠で年間被曝線量が20 mSvに達する恐れがある地域）

10,010人

III 緊急時避難準備区域（半径20～30 km圏で計画的避難区域及び屋内避難指示が解除された地域を除く）

58,510人

以上合計146,520人であった。

また、福島県のサイト（URLは下記のとおり）によると、避難者数は平成24年5月のピーク時が164,865人、事故から7年半が経過した平成30年7月時点でも未だ44,878人が避難生活を余儀なくされている。

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271.html>)

イ 健康被害

復興庁が公表する「東日本大震災における震災関連死の死者数」（平成30年9月30日現在調査結果。甲A25）によると、全死者数3,701名に及ぶが、その内6割を超す2,250名が福島県で占められている。死亡時期別でも、他県の死者が震災後6ヶ月以内に集中し、時間とともに漸減し5年経過以後はゼロとなっているのに対し、福島県は7年間も関連死が認められる。公表された死者数は東日本大震災の関連死であるが、福島県の死者の場合、その大半が原発事故関連死であることは、時期及び他県との比較から明らかである。

また、河北新聞の配信記事（URLは下記のとおり）によると、福島県が原発事故時18歳以下であった約38万人を対象に続けている甲状腺検査で新たに2人が癌の確定診断を受けたことを県が公表した。この結果、平成23年の検査開始以後癌の診断を受けた者は166人となった。

(<http://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201812/2018122863045.html>)

ウ 福島第一原発事故の規模

以上の如き有り得べからざる悲劇をもたらした福島第一原発事故であったが、実は、客観的かつ科学的に見れば極めて幸運だったのである。

前述したように、福島第一原発1～3号機に装荷された核燃料は257トンで、チェルノブイリ原子力発電所4号炉の装荷量190トンを超えていた。しかるに、放出された放射性物質はチェルノブイリの5200pBqに対し、それよりはるかに少ない370～900pBqであった（甲A2）。核燃料1トン当たりの放射性物質の放出量を比較すると、チェルノブイリの27.083pBqに対し、福島は1.439pBq（370pBqの場合）ないしは3.501pBq（900pBqの場合）である。福島はチェルノブイリの8分の1ないしは19分の1の放射性物質の放出

量であったことが分かる。

また、福島第一原発事故で放出された放射性物質の放出量と放出割合が原子力規制庁より公表されている（甲A10の2p53～54）。それによると、各放射性核種の放出割合は初期インベントリに対し、例えば、

セシウムであれば 2.13%

バリウムであれば 0.0264%

ヨウ素であれば 2.78%

ルテニウムであれば 0.0000000753%

であった。放出割合は極めて僅かである。客観的かつ科学的に見れば、明らかに幸運だった。しかしながら、この僅かな放出量であれだけの被害が生じるのである。次の過酷事故が発生した時、この程度の放出量で済むという「幸運」を期待することは出来ない。放射性物質の10%、30%あるいは50%を放出する可能性を考慮しなければならない。

もし、20～30%程度の放射性物質が放出されれば、西日本全体が壊滅的な打撃を受けることになる。

平成23年3月25日、原子力委員会委員長近藤駿介は、首相菅直人の要請で所謂「最悪シナリオ」を作成し（甲A8の1・2。肩書は当時）、被害がさらに広範囲に及ぶ危険性を予測している。しかし、実はこのシナリオは最悪シナリオではなかった。最も危険な時期を過ぎ事態が落ち着いてきた状況の中で、その後の経過を予測するものであった。そのことは近藤自身が述べている。その上でなお、250km離れた遠隔地への強制移転の可能性を、近藤は検討している。3月16日以前に最悪シナリオが作成されていれば、東日本全滅の事態も想定されていたはずである。

2 原発の必要性

以上のとおり原発事故の被害は甚大である。この被害に目を瞑って原発を存続させるには、それを凌ぐ圧倒的利益が必要である。しかるに、原発の必要性

について、被告が述べるところは僅かであり、しかもその総てが論破されている。エネルギー供給の安定性、経済性、環境問題の総てにおいて、原発に優越性は無い。加えて、放射性廃棄物の処理は誰の目にも解決困難である。低線量被曝への不安は決して杞憂ではない。有るのは、桁外れに大きい事故の危険だけである。

先進諸国の多くは自然エネルギーへ舵を切っている。核エネルギー技術は我国の最先端科学技術であり、輸出の切り札であると言ってこれにしがみ付いていることの誤りは最早余りにも明白である（甲H24の1～3）。それでも被告はこの裁判は勝つと考えているのだろう。その唯一の根拠は原発が国策だからである。国策に従っている被告を裁判所が裏切る訳はないと信じているのである。しかし、これほどボロが露呈した国策は無い。国策の呪縛からそろそろ解き放たれていい頃である。

第3 伊方最高裁判決の解釈外

1 最判平成4年の解釈

- (1) 前述のとおり、被告は上記最判の趣旨を高裁判決の判旨から解釈し、最判が「万が一にも」と明確に述べている点については、まったく触れていない。被告が「万が一にも」をどのように解釈しているのかは不明である。用語法として「万」は強調語であり、「絶対に」という趣旨である。即ち、最高裁は絶対的安全を要求しているのである。被告は「最高裁は原発事故も偶にならいいよと言っている」とでも思っているのだろうか。

唯一つ置かれた前提が「現時点の科学技術水準における知見」である。その意味ではリスクゼロにはならないが、何をもって「現時点の科学技術水準における知見」というかは、「万が一にも」放射能災害を起こしてはならないという観点から判断されなければならないのである。安易に「通説」を創り「通説に従っているから合理的なのだ」では、福島と同じ悲劇が起きることになる。

(2) 原告らが強調したいのは、例えば、①基準地震動の策定において、如何なる学説に従うのか、如何なる解析コードを選択するのか、如何なるパラメータを採用するのか、それで本当に安全なのか、②水蒸気爆発の発生について、世界の大勢が水蒸気爆発は起こり得るという認識（科学的には、原告ら準備書面15p18～19のD. Magallonの言葉が世界の認識を簡潔明瞭に述べている）のもとで対策を練っているとき、我国では溶融燃料の水中投下を採用して大丈夫なのか、③過酷事故対策として、例えば可搬式設備が十分に機能するという根拠はあるのか、という疑問に対し科学的に答えられるのかということである。

言うまでもなくこれらの問題は、各論において議論されるべきものである。規範としての「安全論」を被告と抽象的に議論することに大きな意味はない。ただ、改めて安全論を展開したのは、福島事故を経験した後も、例外的な裁判所を除けば、ほとんどの裁判所が余りにも安易、無批判に電力会社の主張（それは学説・解析コード・パラメータの選択等であり、世界標準であり、設備の効果についてのものである）を採用し請求を棄却している現状に、原発の安全神話を無批判に受け入れていた過去の裁判所が重なり、同じ過ちを犯そうとしていることに強い危惧の念を持つからである。

同時にまた、この裁判で問われるべきテーマを明確にしようという試みでもある。その意味で、次の件を基に簡単な説明を行う（甲H2の1～12、同25の1～4）。

島崎邦彦は、平成26年9月まで原子力規制委員会委員長代理を勤めた我国地震学の第一人者であるが、熊本地震における再現の試み等を通して入倉・三宅式の欠陥を確認したうえで、平成28年6月、大飯原発の基準地震動の策定に当たり採用された入倉・三宅式は、断層の角度によっては地震動を過小評価するおそれがあることを指摘した。しかしながら、原子力規制委員会は地震学の権威であり元同僚である島崎の意見を採用しなかった。この時、

どれ程真剣な議論がされたのかという疑問は当然に大きい。

しかも後述するとおり、当時、原子力規制委員会には地震の専門家はいなかったのである。提起されたこの問題に如何にして結論を出したのだろうか。原子力規制委員会の委員長や委員にこれを論じる能力は無かった。だとすると、事務局が否定的回答を出したとしか考えられない。もしそうなら、原子力規制委員会に対し、法の要求する公正中立は期待できないことになる。

原告らが安全論として主張するのは、争点を科学的に検証することであり、勝手に通説を作ったり、相対的にどちらが有力かといった判断をするのではなく、「科学的に否定できない危険はないのか」ということを追求しなければならないということである。

2 田中俊一の記者会見（甲H1）について

平成26年7月16日、川内原子力発電所の審査案了承に伴う記者会見における田中の発言は、被告がいくら繕ったとしても厳然たる事実である。

自然災害に対する防災措置という面では、それなりに従来も研究してきたであろう、福島で安全神話があっさり崩れた今も、過剰な自信を維持しているようである。他方、我国では、従来、安全神話故に過酷事故の発生を前提にした検討・対策はほとんどやって来なかった。要するに、その方面には目ぼしい知見はなかったのである。記者会見での発言は、明らかに田中の偽らざる認識である。

政府・財界が5000億円と見積り、世界に輸出しようとしていた原発は、福島事故により一挙に1炉1兆円に跳ね上がった（甲H8・9・24の1～3）。安全設備の為に5000億円が必要になった訳である。ところが、我国では今から20年も30年も前に建設された原発の再稼働が次々に許可（あるいは許可が予定）されている。これら原発に一体どれほどの修理費が掛けられたのか、現時点で国民は知らないが、恐らく原子力規制委員会はよく知っているのだろう。田中が過酷事故対策について、不安を持っていたのは当然のことに思われ

る。

いずれにしても、最判が「万が一の放射能災害」の防止を期待した合理的基準と合理的当て嵌めというシステムと原子力規制委員会の実際の運用とが異なるものであることは動かし難い事実である。

第4 新規制基準と人的側面

1 はじめに

どのような制度も、どのような規則も、それが如何に精緻に作られていても、運用する人間がその精神を具現化しようという強い意思と高い能力を持っていなければ、成果は上げられない。

被告は、準備書面（12）において、14ページを費やし新規制基準が如何に合理的かを語っている。その手法は、新規制基準の内容があらゆる災害と過酷事故から住民を守れる仕組みになっている、というものではない。多くの機関が多く時間をかけて作り上げたものだから合理的なのだ、というもののようである。原告らはその様に言われ、だから絶対に安全だと喧伝されていた原発事故が簡単に起きてしまった現在、上記の如き説明に全く説得力を感じないのだが、裁判所には案外受けるのかもしれない。

原告らは現時点で、新規制基準の成立過程に反論する予定はない。その成立経過に限定すれば、被告のいう通りなのかもしれない。しかし、重要なことはそんなことではない。裁判所にはその点を注意して頂きたい。

2 規制基準

新規制基準は合理的なのか、あるいは、福島第一原発事故の教訓をどこまで生かしているのかを、ここで抽象的に論ずる予定はない。具体的テーマごとに基準とその当て嵌めの合理性を論じる形で進める予定である。

例えば、「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造、設備の基準に関する規則」（以下、5号規則という）51条は所謂メルトスルーが生じたときは、格納容器下部に溶融炉心を冷却するための設備を設けることを求め、5

号規則の解釈は、「冷却するための設備」はMCCI等の防止を目的とする原子炉格納容器下部注水設備であるとしているところ、これはMCCIを防ぐため溶融炉心を水中に投棄することを認めるもので、水蒸気爆発の危険を招来するものである。明らかに合理性を欠いた規制基準であるが、このような議論は水蒸気爆発を論じる際に述べる。また、当て嵌めの合理性についても、同様にテーマごとに議論すべきことは先に述べた。

この項で主張したいことは、人の問題である。次に述べる。

3 原子力規制委員会の構成（甲H26～29）

原子力規制委員会は原子力規制委員会設置法に基づき設置されているが、法第1条は、「…原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って…委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全…に資することを目的とする」と規定している。このシステムにより、本当に「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全…に資すること」が出来るかは、「委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する」か否かにかかっている。

結局のところ、法の精神があるいはシステムがその目的をよく達するか否かは、それを運用する人次第である。以下、原子力規制委員会の構成を見てみる。

(1) 委員長及び委員

福島第一原発事故の発生を受けて平成24年9月19日、原子力規制委員会は発足した。構成は委員長と委員4名の5名で構成される。任期は5年であるが、最初の委員については、2名は2年、2名は3年であった。伊方3号機の設置変更許可処分が為されたのは平成27年7月15日であるが、この時の原子力規制委員会は委員長田中俊一、委員更田豊志、同田中知、同中村佳代子、同石渡明の5名であった。

この時までには退任していたのは、大島賢三と島崎邦彦の2名である。大島賢三は外交官出身で、元国連大使、元国連事務次長を務めた。原発規制の国際的スタンダードを知り得る人物であった。島崎は地震学者で東大名誉教授、元東大地震研究所長、元地震学会会長を務めた。規制委員退任後の平成28年、大飯原発について地震揺れの想定が過小評価だと指摘していることは前述した。

(2) 原子力規制委員会委員長及び委員の経歴等と適確性

ア 経歴等

以下の肩書は平成27年7月当時のものである。

a 委員長田中俊一

原子炉工学専攻、元原子力委員会委員長代理、元原子力研究所副理事長、元日本原子力学会会長。平成24年9月就任、同29年9月退任。

b 委員更田豊志

原子炉安全工学専攻、日本原子力研究開発機構原子力基礎工学研究部門副部門長。平成24年9月就任、同29年9月、委員長就任。

c 委員田中知

原子力工学者、東大大学院教授、元日本原子力学会会長。平成26年9月就任。

d 委員中村佳代子

放射線医学者、日本アイソトープ協会プロジェクトチーム主査。平成24年9月就任、同27年9月退任。

e 委員石渡明

地質学者、東北大学教授、元日本地質学会会長。平成26年9月就任。

イ 適確性

- a 石渡は島崎のような地震学の専門家ではない。専門は岩石である。そして、石渡を除く4人はいずれも「原子力村」の一丁目一番地の住民であ

る（中村のアイソトープ協会は研究系・医療系放射性廃棄物の貯蔵・廃棄事業を行う）。

田中知は原子力学会のドンと称され、委員長であった田中俊一より「格上」と言われているらしい。この田中知については、日立GEニュークリア・エナジーから360万円（2006～2011年度）、電源開発から100万円（2006年度）、太平洋コンサルタントから50万円（2011年度）の寄付金を、東電記念財団から50万円（2011年度）の外、三菱FBRシステムズ、日本原燃からも相当額の報酬を受け取っている。また、関西電力、東京電力、日立製作所等に6年間で指導した学生10名を就職させている。

因みに、田中俊一の退任に伴い就任した山中伸介も同様の寄付金及び就職便宜を受けている。

- b かつて原子力という最先端科学に自分の将来を賭け勉学と研鑽を積み、その世界で高いステージに昇って来た彼らにとって、原発は縮小・廃止するものではなく、未来に向けて拡大・発展させるべきものである。その彼らに、原発の危険性につき、厳正な評価を求めること自体が背理なのである。

原子力規制委員会を国家行政組織法3条が定める所謂3条委員会とするのも、国民の生命・健康・財産の保護等を目的とする原子力規制委員会設置法が第7条で委員長及び委員に高潔な人格を要求するのも、「放射能災害を万一にも起こしてはならない」という制度趣旨の実現が、結局のところ、その制度を運用する「人次第」だということを自覚しているからに他ならない。しかるに、委員長及び委員3名が原子力村の住民だったのである。

ウ 原子力規制委員会事務局

原子力規制委員会の事務局として原子力規制庁が置かれている。原子力規

制庁の職員は、無論、原子力畑の業務に携わってきた者たちである。即ち、原子力利用の推進行政に携わってきた者たちである。それを止むを得ないものと受け入れるか否かは、難しい問題であるが、それ故に「ノーリターン・ルール」が創られた。然るに、このルールも骨抜きにされているという指摘もある。

そもそも、5人の委員長と委員で出来ることには限度がある。裁判を裁判官がやるのとは全く異なる。実務の大半は事務局がやっている。前述したが、地震の専門家が一人として居ない中、元原子力規制委員会委員長代理を勤めた地震の専門家島崎の批判を封じたのも事務局であろう。

原子力規制委員会に公正・中立を期待できるのか、大いに疑問であり、裁判所には十分な留意を求めるところである。

第5 あるべき安全審査

被告は、準備書面（12）p3で、最判平成4年の調査官の解説として「どの時点の科学技術水準により判断すべきかは、科学的経験則の問題であり、従来の科学的知識に誤りがあることが現在の学会の通説的見解になったような場合には、現在の通説的見解により判断すべきであろう」を引用する。極めて深刻な問題を含んでいる。

解説は「通説的見解」に従えばいいと言っているようだが、「何が通説か」が大問題なのである。採算性を前提にして通説を作り上げ、その通説に従った結果が福島第1原発事故であった。猛省すべきである。上記調査官は福島の事故を目の当たりにして、深く反省していることだろう。

原告らが安全論として主張するのは、争点を科学的に検証することであり、勝手に通説を創ったり、どちらが有力かといった相対的判断をするのではなく、「科学的に否定できない危険はないのか」という視点で安全性を審査することである。

以上

1. 放射能の計量単位

(1) Bq (ベクレル) : 放射性物質が放射線を出す能力 (放射能) を表す単位。1 Bq は放射性核種が1秒間に1個崩壊する時の放射能の量 (以前の dps に同じ)。

nBq (ナノベクレル) : 10億分の1 Bq

μ Bq (マイクロベクレル) : 100万分の1 Bq

mBq (ミリベクレル) : 1000分の1 Bq

GBq (ギガベクレル) : 10億分 Bq

TBq (テラベクレル) : 1兆 Bq

PBq (ペタベクレル) : 1000兆 Bq

(2) Ci (キュリー) : 放射性物質が放射線を出す能力 (放射能) の古い単位 (現在は Bq を用いる)。1 Ci = 370億 Bq

(3) Sv (シーベルト) : 放射線による生物学的影響の大きさを表す単位。

1mSv (ミリシーベルト) : 1000分の1 Sv

1 μ Sv (マイクロシーベルト) : 100万分の1 Sv

(4) rem (レム) : 放射線による生物学的影響の大きさを表す単位。

1rem : 100分の1 Sv

(5) Gy (グレイ) : 放射線の吸収線量を表す単位。1 Gy は放射線が1 kg の物質に1 J (ジュール) のエネルギーを与える時の吸収線量。

cGy (センチグレイ) : 100分の1 Gy

(6) rad (ラド) : 放射線の吸収線量を表す古い単位 (現在は Gy を用いる)。

1rad = 100分の1 Gy

(7) R (レントゲン) : 照射した放射線の量を表す単位。

2. 単位接頭語

- (1) da (デカ) : 10^1
- (2) h (ヘクト) : 10^2
- (3) k (キロ) : 10^3
- (4) M (メガ) : 10^6
- (5) G (ギガ) : 10^9
- (6) T (テラ) : 10^{12}
- (7) P (ペタ) : 10^{15}
- (8) E (エクサ) : 10^{18}
- (9) Z (ゼタ) : 10^{21}
- (10) Y (ヨタ) : 10^{24}
- (11) d (デシ) : 10^{-1}
- (12) c (センチ) : 10^{-2}
- (13) m (ミリ) : 10^{-3}
- (14) μ (マイクロ) : 10^{-6}
- (15) n (ナノ) : 10^{-9}
- (16) p (ピコ) : 10^{-12}